



1. 関係機関の定期巡回、来団又は、参加実績

(2019年 1月 7日～ 5月18日以前は平成31年を参照)

- 定期巡回には、「消費者諸問題全般に対する代表者の権限委任書」の写しを持参し、提出しております。
- 関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）並びに、都道府県下の消費生活センター
- 参加実績については、健取団の取り組み自体を明示しております。

巡回年月日	関係機関先	摘要
06.06(木)	大阪府警察本部 生活経済課	業界団体として表敬及び、定期訪問 今後の諸対応にて好印象を頂く。詳細は別紙。
07.11(木)	三重県 くらし・交通安全課 (消費生活センター)	30年以上に渡る表敬訪問及び、定期的な 定期巡回並びに、会員の情報提供
07.11(木)	三重県警察本部 生活環境課	30年以上に渡る表敬訪問及び、定期的な 定期巡回
07.18(木)	愛知県 県民生活課	30年以上に渡る表敬訪問及び、定期的な 定期巡回並びに、会員の情報提供（3社）
07.24(水)	大阪府消費生活センター	30年以上に渡る表敬訪問及び、定期的な 定期巡回並びに、会員の情報提供
07.24(水)	京都府消費生活安全センター	30年以上に渡る表敬訪問及び、定期的な 定期巡回並びに、会員の情報提供
10.01(火)	岐阜県 県民生活課 事業者指導係 (消費生活センター)	30年以上に渡る表敬訪問及び、定期的な 定期巡回並びに、会員の情報提供
10.18(土)	千葉県環境生活部 くらし安全推進課	事業者調査・指導の立ち会い
12. 5(木)	千葉県環境生活部 くらし安全推進課	事業者調査・指導の立ち会い
12.10(火)	名古屋市消費生活センター	30年以上に渡る表敬訪問及び、定期的な 定期巡回並びに、会員の情報提供

- 定期巡回には、「消費者諸問題全般に対する代表者の権限委任書」の写しを持参し、提出しております。
- 関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）並びに、都道府県下の消費生活センター

2. 今後の関係機関の定期巡回又は、参加予定

●関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）、都道府県下の主な消費生活センター並びに、政令指定都市の消費生活センター

巡 回 年 月 日	関 係 機 関 先	摘 要
2020.01.15（水）	愛知県 県民生活課	30年以上に渡る表敬訪問及び、定期的な定期巡回並びに、会員の情報提供

3. 定期的な関係機関へのお知らせ又は、公的な通知

（会員企業の販売市場先を管轄する関係機関へお知らせなどを送付）

●関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）、都道府県下の主な消費生活センター並びに、政令指定都市の消費生活センター

送付年月日（予定含）	関 係 機 関 先	摘 要
05.22～	北海道・東北地方 全域の主な消費者行政 7道県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 北海道・東北地方＝北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県の7道県
05.22～	関東地方 全域の主な消費者行政 7都県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 関東地方＝東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県の7都県内
05.22～	北陸地方・甲信越地方 全域の主な消費者行政 6県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 北陸・甲信越地方＝福井県、石川県、富山県、山梨県、長野県、新潟県の6県内
05.22～	東海地方 全域の主な消費者行政 4県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 東海地方＝愛知県、岐阜県、三重県、静岡県の4県内
05.29～	関西地方（近畿地方） 全域の主な消費者行政 6府県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 関西地方＝大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県の6府県下の警察本部
送付年月日（予定含）	関 係 機 関 先	摘 要
05.29～	中国・四国地方 全域の主な消費者行政 8県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 中国・四国地方＝広島県、岡山県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県の8県

05.29～	九州、沖縄地方（山口県含む）地方 全域の主な消費者行政 9県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 九州、沖縄地方＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分 県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口 県の9県内
07.03	関西地方（近畿地方） 全域の主な消費者行政 6府県 【新規加入3社（全7社）お知らせ】	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 関西地方＝大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、 和歌山県、滋賀県の6府県下の警察本部
07.17～	東海地方 全域の主な消費者行政 4県 【新規加入1社（全7社）お知らせ】	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 東海地方＝愛知県、岐阜県、三重県、静岡県の 4県内
07.20～	関東地方 全域の主な関係機関 7都県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 関東地方＝東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、 群馬県、栃木県、茨城県の7都県

●関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）、都道府県下の主な消費生活センター
並びに、政令指定都市の消費生活センター

送付年月日（予定含）	関係機関先	摘 要
08.01～	北海道・東北地方 全域の主な消費者行政 7道県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 北海道・東北地方＝北海道、青森県、岩手県、秋 田県、宮城県、山形県、福島県の7道県
08.01～	北陸地方・甲信越地方 全域の主な消費者行政 6県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 北陸・甲信越地方＝福井県、石川県、富山県、 山梨県、長野県、新潟県の6県内
08.01～	中国・四国地方 全域の主な消費者行政 8県	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 中国・四国地方＝広島県、岡山県、鳥取県、島根 県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県の8県
10.01～	東海地方 東海地方内の警察本部 4県（内、2県） （生活経済課又は、生活環境課）	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 東海地方の警察本部 （三重県警は定期巡回）
10.01～	関西地方（近畿地方） 全域の警察本部 6府県 （生活経済課又は、生活環境課）	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 関西地方＝大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、 和歌山県、滋賀県
10.01～	関東地方 全域の警視庁又は、警察本部 7都県 （生活経済課又は、生活環境課）	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 関東地方＝東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、 群馬県、栃木県、茨城県の7都県

●関係機関＝ 警察本部、消費者行政担当課（都道府県）、都道府県下の主な消費生活センター
並びに、政令指定都市の消費生活センター

送付年月日（予定含）	関 係 機 関 先	摘 要
10.25～	北海道・東北地方 全域の警察本部 7道県 (生活経済課又は、生活環境課)	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 北海道・東北地方＝北海道、青森県、岩手県、 秋田県、宮城県、山形県、 福島県
10.25～	北陸・甲信越地方 全域の警察本部 6県 (生活経済課又は、生活環境課)	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 北陸・甲信越地方＝福井県、石川県、富山県、 山梨県、長野県、新潟県
11.15～	中国・四国地方 全域の警察本部 8県 (生活環境課)	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 中国・四国地方＝広島県、岡山県、鳥取県、 島根県、香川県、徳島県、 愛媛県、高知県
11.15～	九州、沖縄地方（山口県含む） 全域の警察本部 9県 (生活環境課又は、生活保安課)	会員企業の販売市場先（定期訪問案内除く） 九州、沖縄地方＝福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、熊本県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県、山口県
12.15～	北陸・甲信越地方 全域の主な消費者行政 8県	北陸・甲信越地方＝福井県、石川県、富山県、 山梨県、長野県、新潟県 (2019年12月1日現在、新規加入含む)
	地方 全域の主な消費者行政 県	
	地方 全域の主な消費者行政 県	
	地方 全域の主な消費者行政 県	
	地方 全域の主な消費者行政 県	